

「行動変容ワーキンググループ」設置要綱（案）

（行動変容ワーキンググループの設置）

第 1 条 「2030 生物多様性枠組実現日本会議」設置要綱第 7 条第 1 項に基づき、2030 生物多様性枠組実現日本会議の下部組織として、「行動変容ワーキンググループ」（以下、「本 WG」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本 WG は、ポスト 2020 生物多様性枠組等の国際目標や、関連する国内戦略等の達成等、生物多様性の主流化のための、各セクター具体的な行動変容のための取組を議論・検討し、その成果を取りまとめるものとする。

（組織等）

第 3 条 本 WG の委員は、2030 生物多様性枠組実現日本会議委員、具体的な行動変容のための取組について専門的知見を有する者等の中から同会議事務局が指定する者で構成する。

2. 本 WG には座長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
3. 座長は本 WG を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
4. 座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代行する。
5. 本 WG において承認を要する議事については、出席委員の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは座長の決するところによる。
6. 座長は、運営上必要と認める場合は、委員以外の者について会議に呼ぶよう事務局に指示することができる。
7. 本 WG の結果については、本 WG 開催後の直近の 2030 生物多様性枠組実現日本会議総会において、事務局から報告を行うものとする。

（事務局）

第 4 条 本 WG の事務局は、環境省自然環境局生物多様性主流化室内に置く。本会に関する庶務は、事務局が行う。

（経費）

第 5 条 本 WG の運営及び実施事業に関する経費は、環境省の支出及び一般からの寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

（設置要綱の改正等）

第 6 条 本要綱の改正は、本 WG 委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

2. この要綱に定めるもののほか、本 WG の運営等に関して必要な事項は座長が定める。
3. 前項により座長が定めた事項については、おって WG 委員に報告する。

付則

（施行期日）この要綱は、令和 3 年 月 日から施行する。